

## 長野県における製糸業関連史料について (1)

### On the Historical Material for the Silk Industry in Nagano Pref. (1)

神津善三郎、小川 勝一  
小林 正洋、野原 建一

Zenzaburo Kozu, Katsuichi Ogawa  
Masahiro Kobayashi, Ken'ichi Nohara

#### 1. はじめに

小稿でわれわれがとりあげる製糸業関連史料は、おおむね次の3つに分けることができる。

第1に、個人や公的機関に保存されている史料がある。これらの一部は、すでに県市町村史誌に史料として掲載されているものもあるが、大部分は未掲載、未整理のものである。

第2に、資料館や博物館などの公的機関に史料が集められ、そこで整理されて、史料の目録ができていくものがある。利用の便が配慮されていることが前提となる。

第3に、史料を解説した「史料集」などの刊行物がある。原史料と同等の価値があり、利用のしやすさという点でもこうした業績は評価されるべきであろう。

以上が、小稿でとりあげる史料であるが、その他として、戦前の製糸技術関連書、また、戦前・戦後を通じて養蚕・製糸業史に関連した主要な著書を、可能なかぎりかかけておくことにする。

いずれにせよ、上記3種類の史料は、一般には目にふれにくいものとして存在するか、または手に入りにくい資料の場合が多い。小稿で製糸業関連史料としてとりあげる理由もここにある。

ところで、われわれが、製糸業に関連する史料について調査した地域は、主として、須坂市と小県郡丸子町である。

いうまでもなく、長野県内の製糸業先進地帯は、岡谷・諏訪地方である。これまで製糸業史に関する研究がすすんでいるのも、そのほとんどがこの岡谷・諏訪地方を対象としたものである。史料は

主に、岡谷市立蚕糸博物館に整理・保存されている。史料の管理も万全である。県史や市史の編纂、その他の研究に、この博物館の史料は十分に活用されている。しかし、活用され、紹介された史料は、まだ全体の4分の1程度にすぎない。重要と考えられる史料で未紹介のものもある。ただ、長野県内では、比較的史料調査・整理がすすみ、もっとも利用されているところでもある。

その点、須坂市や丸子町は、岡谷地方にくらべ、知名度は低い。しかし、明治後期から大正期にかけては、岡谷について県内有数の生糸生産地であった。また、その生産高の大半が輸出されていたことから、戦前の経済構造をささえる一翼を担っていたという評価もできよう。

ところが、意外にも須坂市や丸子町の製糸業に関する史料がすくないためか、あまり評価されてこなかったのである。われわれの調査でも、予期したほど史料が見つからなかったことも事実である。これから紹介する史料は、そうした困難な調査のなかで、地元の方との協力により見いだされたものである。

こうしたことが、岡谷地方にくらべ須坂市や丸子町その他の製糸業史研究があまりすすまなかった理由のひとつになるものと考えられる。ともあれ、ここでは、須坂市、丸子町において器械製糸業が導入された近代(明治期)から現代(昭和初期)にかけての史料を紹介していくことにする。

まず最初に、須坂地方の個人や公的機関に保存されている史料から紹介してみることにする。なかでも東行社の経営に従事していた霜田家(霜田圭一氏所蔵)の文書から紹介していくことにする。

東行社は、須坂地方においていはやく近代的器械製糸業を確立し、以後、須坂地方の製糸業界の指導的役割をはたしていった。同時に、組合立として製糸業者の一本化をはかり、製品管理を統一し、安定した輸出商品としての地歩を築いた点でもその存在は評価される。

## 2. 須坂地方の製糸業関連史料

### (1) 霜田家文書

#### ① 東行會社定則 明治10年2月

霜田家に残存する史料で、東行社について定められたもっとも古い定款。以後、これが東行社にとってひとつの雛形になるため、次に全文を紹介する。

#### 東行會社定則

廣ク衆力ヲ協全シテ各自ノ便益ヲ増シ其業ヲ研磨シ其事ヲ商確シ能殖産ノ真理ヲ盡シ共同ノ公利ヲ起サン事ヲ謀リ此會社創立スル為メ茲ニ會同ノ者協議シ左之條件ヲ決定セリ

#### 第壹條

同盟ヲ結ヒ此會社ヲ設立スル原因ハ各自良糸ヲ製造シ皇國物産ノ美名ヲ海外ニ輝スルヲ以テ本旨トス

#### 第貳條

會議ハ毎年一月十日ヲ定日トシ闕筵ナク會同シ長副及ヒ其他ノ役員ヲ選舉シ其年ノ景況ヲ議論シ其衆宣ヲ採用スヘシ

#### 第參條

社中ノ衆議ハ其人ニ由ラス又役員ノ階級ヲ論セス 眞ニ公明正大ヲ宗トシ三分二以上ノ衆説ヲ採リ決評スヘシ

#### 第四條

社務役員ハ社中ノ會議ニヨリ入札法ヲ以テ評議役五六名ヲ選舉シ其選ニ入ル者又互ニ公選シテ長一名副二名ヲ拔擢スヘシ

#### 第五條

製糸ノ業ニ通シ兼テ商賣貿易ノ機ニ達シ言論審詳ニ應接凝滯ナキ者ヲ選ミ社長トシ温篤持重シテ群衆ヲ和輯スル者ヲ選ミ副トシ又前兩品ニ准スル者ヲ擢シテ世話役トシ社中ヲ惣括ス

#### 第六條

長副及ヒ其他役員ハ揮テ一ケ年ヲ勤シ其職務ヲ

免シ更ニ社中ノ公選ヲ以テ後任ヲ薦挙ス 最モ社中囑望アル者ハ勤績スルモ妨ケナカルヘシ但シ書記計算世話役等ノ人員ハ會社事務ノ繁閑ニ從テ之ヲ定ムヘシ

#### 第七條

長副及評議役ハ會社ノ都合ヲ謀リ書記計算世話役等ヲ選任スル權アルヘシ

#### 第八條

長副及評議役ハ會社事務ノ可否ヲ謀リ至當ノ方法ヲ設ケ書記計算方ノ事務ヲ分配シ各區世話役ノ處務ヲ指揮スル權ヲ有クシ

#### 第九條

社入ノ戸竈増加セン時ハ便宜ヲ謀リ五六名乃至十名ヲ限り番號ヲ定メ之ヲ區分シ每世話役一名ヲ選任スヘシ 尤其分區番号定則之儀ハ別ニ連署簿冊ニ記載社内ニ藏メシムヘシ

#### 第十條

總テ社中ノ衆議ノ要スル件ハ社中三分二以上ノ同論ニ從テ是ヲ決定スヘシ 若シ會議ニ當タリ自身出席シ難キ者ハ同社ノ者ニ委任スル事ヲ得ヘシ 附自身出席セス又ハ名代ヲ托セスシテ決議ノ後其事ヲ可否論辨シ或ハ出席スレトモ黙シテ其説ヲ吐セス決議後之ヲ異議スヘカス

#### 第十壹條

會社諸簿冊記載ノ方法文書ノ体裁及入費計算出納ノ規則等ハ長副評議役ノ考案ニ從テ之ヲ定メ常式ヲ一ニシ緊要ノ件ニハ長副及其取扱ヒシ者檢印シテ後證ニ供スヘシ 但シ尋常往答ノ文書ハ勿論社名ヲ以テ之ヲ行フヘシ

#### 第十貳條

會社印ヲ製造シ往復文書會社1名ヲ用ユル事アレハ必ス社印ヲ捺スヘシ 最公牒又ハ契約等ノ書面ニハ長副及其事ニ關係スル者ノ名印ヲモ加フヘシ

#### 第十三條

左ニ載スル如キ印紙ヲ以テ製糸壹束毎ニ粘用シ上下ノ別ヲ正スヘシ (…印紙略…筆者)

#### 第十四條

金銀ノ取扱ニ於テハ最モ長副之ニ注意シテ敲肅ノ製ヲ設ケ社中ノ共信ヲ徵スヘシ 出納簿冊又ハ金銀受取渡シノ書類ハ必ス其取扱ヒシ者ノ檢印江長副ノ承認ノ印ヲ加ヘ置クヘシ

#### 第十五條

買入生絲ヲ自製ニ贗セ又ハ自製ト紛雜シ之ヲ社

中荷造江差出ス歟或ハ奸偽ノ所為アルヲ偵知セシ者ハ直ニ其由ヲ長副及ヒ評議役ニ告達スヘシ 若シ覆ヒ隠シ後日發覺スル時ハ看過セシ者モ犯セシ者モ同一社中擯斥ハ勿論相當ノ過怠申受ケ候事

#### 第十六條

荷物輸出ノ節ハ荷造當番ヨリ回達次第速ニ製糸持參可致若シ回達期限ヲ違フ者ハ更ニ後番荷造リ相廻シ可申事 但シ荷造當番ノ儀ハ一時五名ニテ勤役シ社中遞番ニ之ヲ務メ最別ニ連署遞番勤役記号ヲ簿冊ニ認メ社内ニ藏置申ベキ事

#### 第十七條

荷造リ當番ノ時務ニ至タリ此定則并申合規則ニ悖リ或ハ私ノ所為有歟ハ其事務ニ怠タル者之レアル節ハ社中三分二以上ノ衆議ニ從テ糾正督責シ又ハ其ノ次第ニ依テ相當ノ過怠金ヲ出シメ後任ト交代セシムヘシ

#### 第十八條

社中役員給料ハ衆議ニヨリ之ヲ定其支給ノ義ハ長副考案其宜ニ就テ處置スヘシ

#### 第十九條

此定則ハ社中ノ衆議ニ依テ何時ニテモ之ヲ改正スル事ヲ得ヘシ尤改正ノ條則ハ官ノ許可ヲ得テ之ヲ定ムヘシ

#### 第二十條

此定則ハ之ヲ貳通ニ認メ一通ハ官ノ御検印ヲ請テ正ニ之ヲ會社ニ藏メ一通ハ奉呈シテ他日ノ保證ニ供シ候事

右之條々確定證據トシテ各姓名ヲ記載シ調印致事

町田傳藏 宮崎忠三郎 山岸小市 北村雄  
小田切為之助 清水春右衛門 高橋莊右衛門  
牧徳右衛門 北村幸九郎 小田切喜助  
中澤吉四郎 北島忠兵衛 小平為七  
鈴木治兵衛 小柳善兵衛 牧六郎右衛門  
勝山録太郎 今井恒之助 田中治郎兵衛  
田中録助 内山榮五郎 遠藤新三郎  
神林浅吉 浦野近之助 北澤喜八 牧友之助  
小林伸太郎 牧丹三郎 牧類之助 牧清三郎  
中沢仁作

#### 世話役

田中半兵衛 小山安兵衛 小林善右衛門  
神尾甚七 上原吉之助 神林民藏  
小田切又三郎

#### 評議役

持田藤治郎 青木松之助 小田切豊太郎  
青木忠兵衛 小柳勘兵衛

#### 副社長

遠藤万作 青木甚九郎

#### 社長

小田切武兵衛

#### ② 東行會社申合書 明治10年2月

上記「東行會社定則」を県庁に願ひ出るときに社員が申し合せた内規。なお、同年8月10日付で長野県庁から内務省より許可がおりた旨通達。

この東行會社申合書の前文はつぎの通り。

此會社ヲ結ヒ生産蕃殖ノ方法ヲ設ケ同社申合スル第一ハ同心協力シ製糸ノ營業益盛大ナラ令ルノ基本ヲ立ルヲ以テ目的トス而シテ其事ヲ為サンニハ必ス正路ヲ以テスヘシ正路ヲ以テセサレハ其業永遠ナル事ヲ能ハス且ツ人ヲ利スルニ非サレハ己モ亦利スル事能ハス故ニ製糸方法百事同一ニ執行ヒ且荷額巨多ナラサレハ外國ト貿易上ノ便利ヲ得ル事能ハス因テ同社ノ製糸數額ヲ纏メ一ニシ之ヲ輸出セシム

#### ③ 須坂町同盟製糸器械區別受持并株高割符記載簿 明治10年7月

各器械製糸場の工女数、持株数が明記。略。

#### ④ 県庁届出東行社概要 明治13年6月

#### 記

長野県信濃國上高井郡 須坂市  
東行社

#### 一 本社位置

須坂町三百五拾七番地 東行社  
但シ製糸所 四拾八ヶ所ニ分設釜數九百貳拾五  
内訳

八百廿五人立焚火製

一 器械水車 但シ水力各所差アリ

一 職工 老千〇三拾七人 内 男六拾人

女九百七拾人

一 執業 貳百二十日

- 一 明治十二年製糸高 壹万四千六百貳拾五斤  
此繭代価 金七万四千貳百八拾五円七拾錢
  - 一 壹ヶ年運用 金貳万〇七百六拾七円五拾錢  
但シ生糸百斤ニ付係ル費 金百四拾貳円
  - 一 原價總計 金九万五千〇五拾三円貳拾錢
  - 一 賣場 金拾壹万七千七百円也
  - 一 純益 金貳万九千九百四拾六円八拾錢
  - 一 該社資本 金六万五千円也
- 右之通相違無御座候也

東行社

明治十三年六月

副社長 遠藤万作  
同 断 青木甚九郎  
社 長 小田切武兵衛  
戸 長 中澤吉四郎

長野縣令植崎寛直殿

⑤ 長野縣上高井郡須坂町蠶糸業東行社規約

明治18年6月

長野縣上高井郡須坂町蠶糸業東行社規約

明治十八年本縣甲第四拾貳号布達蠶糸製造及蠶糸商組合規則ヲ遵奉シ蠶糸業組合設立センカ為メ同業者茲ニ相會シ協議ノ上其規約ヲ決定スル事左ノ如シ

第壹條

当組合ハ上高井郡須坂町及全郡小山村ノ内字穀町組ヲ以テ一區域ト定メ事務所ハ上高井郡須坂町三百五拾七番地ニ於テ設置ス

第貳條

当組合名号ハ長野縣蠶糸業東行社ト稱ス

第三條

当組合ハ營業上動作ヲ一致シ製糸法方ハ渾テ本社從前ノ規則ヲ固守シ改良進歩ヲ企図スル事

第四條

正副組長及評議役ヲ置キ渾テ組合員ノ投票ヲ以テ撰挙シ在職年限ハ壹ヶ年トス

但在職セシムヘカラサル事故アルトキハ此限ニ非ラス

第五條

會計方ハ評議役ニテ負擔セシム書記以下ハ組長之レヲ任免ス

第六條

当組合ノ會議ハ通常・臨時ノ二種トシ通常會ハ

毎年二月十日ト定メ生糸改良方法及ヒ役員ヲ撰挙シ并ニ組合經費豫算賦課方法等ヲ議定ス

但議案ハ組長評議役之レヲ発スル者トス

第七條

臨時會ハ正副組長評議役ニ於テ必要思考スルトキ及ヒ組合員三分ノ一以上ノ請求ニ因リテ之レヲ開設スル事トス

第八條

會議ニ於テ決定シタル事件ハ之レヲ決議録ニ登記シ当組合員記名調印シ決シテ異議スル事ヲ得ス

第九條

当組合役員ト稱スル者左ノ如シ

組 長	壹名
副	貳名
評議役	八名
會計方	貳名
書 記	貳名
検査人	六名
小 使	壹名

第十條

蠶糸及附屬品検査本社從前ノ定則ヲ以テ之レヲ施行ス

第十壹條

当組合ニ於テハ蠶糸及附屬品共検査ヲ經ルニ非サレハ他ニ輸出スルヲ得ス

第十貳條

当組合ニ新ニ加盟ヲ乞フ者ハ從前ノ組合員五名以上ノ身元引受人ノ保証ヲ要スル者トス

第十參條

組合員タル者猥リニ退組セントスル者本社在來ノ共有財品所有ノ權自棄スル者トス

但事實不得止場合ニ於テ休業スル者二ヶ年以内ハ此限リニ非ス

第十肆條

役員給料ハ事務ノ繁閑ニ應シ年末ニ決定スル事

第十伍條

組合經費ハ總テ製糸及ヒ附屬品出荷ノ高ニ應シ之レヲ賦課スル者トス

第十陸條

工女取締方法ハ渾テ本部ノ規約ニ因リ施行スル者トス

右之條々組合同盟員ノ衆議ヲ以テ決定シタル処相違ナキヲ証明スル為メ各自記名調印致候也

明治十八年六月

組長 牧 茂 助  
副 持田藤治郎  
全 牧 友 之 助  
評議役 青木忠兵衛  
全 神 林 民 藏  
全 牧 金 作  
全 小 林 金 之 助  
全 田 中 信 倫  
全 青 木 弥 七  
全 遠 藤 藤 治 郎  
全 高 橋 庄 右 門

上記史料は、東行社が組合立として生糸検査場を設立したときの規約である。不良生糸の輸出で海外の信用を失墜させることを恐れた須坂の製糸業者が、みずから製品管理を厳しくしたのである。

⑥ 共進會生糸出品申告書 明治18年3月

つぎの史料は、共進會に生糸を出品した際に添付した申告書である。そこには、当時の東行社に参加している器械製糸所、釜数、共同揚返場の労働者数など東行社の規模が記されている。また、東行社が設立されてからの経緯が、沿革という形でのべられている。

共進會生糸出品申告書

外製糸出荷表相添

信濃國上高井郡須坂町 東行社

生絲解説

出品主 長野縣信濃國上高井郡須坂町  
第三百五拾七番地 東行社  
名稱 捻り造り三拾六本ヲ以テ朶束トス  
出品高 朶束量目五百六拾三匁 代價金廿四円四拾七銭 但金朶円ニ付廿三匁  
供用繭 銀生春蠶繭  
器械製糸法  
運轉ノ力 水車円經 三丈七尺六寸九分九リ  
ンニヨリ式丈朶尺九寸九分一二ニ至ル  
湯ノ沸シ方 焚火  
器械所 五拾五ヶ所ニ設置ス  
製糸釜数 朶仙貳百四拾三  
口出シ人 自分ニテロヲ出ス  
揚返シ人 六拾人  
現業役員 教師廿五人 糸結拾八人 検査人拾人 書記計算方五人 繭配リ小使共百二十人 繭撰抜人百六拾人  
口出シ簿 ミゴ簿  
大籠ノ寸法 五尺七寸廻リ  
四百返シデニール 十五中

製 絲 計 算

	十 五 年	十 六 年	十 七 年
元繭代一円ニ付糸目	廿五匁	貳拾四匁五分	貳拾九匁
使 役 男 女 数	朶仙百人内 男百人 女千人	千三百廿人内 男二百人 女千二百廿人	千六百五十人内 男二百五十人 女千四百人
使 役 男 女 総 計 料	男 七円五拾銭 女 六円	全 六 円 全 五 円	全 五円五十銭 全 四円五十銭
一 等 二 等 三 等 料	朶等 拾円 二等 七円 三等 四円五十銭	全 八円五十銭 全 六円 全 三円五十銭	全 七円五拾銭 全 五円 全 貳円
生 糸 百 斤 ニ 係 ル 費	金百八拾円	全百五拾円	全百二拾円
新 繭 ヲ リ 新 製 糸 迄 高 業 数	和斤三万〇百五拾斤	全四万六千八百拾三斤	全五万貳千〇拾四斤
一 週 年 日 就 業 数	二百十日間	全	全
賣 上 代 價	廿七万三百四拾円	三拾朶万八千五百円	三拾三万貳千八百七拾六円
賣 先	米 國	全	全

## 業務沿革総説

本社ノ起業ハ明治八年有志数名同盟協カシ上州富岡其他諸國ノ器械ヲ折衷シ工場ヲ数ヶ所ニ装置シ富岡製糸場婦郷ノ工女ヲ以テ教師トス

当所ハ最モ水利ノ便ナルヲ以テ運轉ハ水車ヲ用ヒ湯沸ハ焚火ヲ以テス 当所ハ工人八拾人ニシテ其枝業熟練ナラサリ シカ翌九年ノ春ニ及ヒ同盟四拾有<sup>ア</sup>余名工人六百名ニ至リ切磋勉勵シ製法大ニ進歩シ製糸百斤ノ價額洋銀千<sup>ア</sup>百弗余ニ販賣シ得ルノ線糸ヲ製出シ頗ル業務ヲ擴張シ如之蒸氣製百人立ヲ増加ス 十年二月社中協議ノ上内務省エ請願シ結社ノ許可ヲ得始メテ東行社ト号ス 同年内國勸業博覽會エ出品シ鳳紋賞得フ拜受シ并ニ横濱共進會エ出品シ式等賞則銀貨三拾円ヲ賜ル 尚明治十三年十月中本國上田町ニ於テ生糸繭織物共進會エ出品シ則第壹等賞ヲ賜リ曩ニ佛國巴里府博覽會エ出品シ十三年十二月賞得フ賜フ 明治十六年五月中曩ニ濠州エ出品ノ賞與ヲ賜得セリ倍々人心結合シ然ルニ工場数ヶ所ニ散設セルヲ以テ或ハ濫製ニ流レン事ヲ杞憂シ十一年五月揚<sup>ア</sup>響所ヲ設立シ社中製糸ヲ纏メテニールヲ主トシ日毎ニ繰返ス 抑々本社役員ハ創設以來長副評議役暨ヒ世話役ニ至ル迄給料ヲ附セス 只管人心纏結ノ為メ悉ク義務ヲ以テ百般ヲ負擔シ内外信義ヲ專トシ彼レヲ利シ己ヲ利スルノ法術ヲ宗トシ該製出スル生糸ノ需用上適否居何ヲ攷タトメ斟酌シ社中團結共和ヲ主張スル而已茲ニ慷慨ノ一説有ルアリ前ノ社長小田切武兵衛病身ニ付舎兄小田切辰之助本社ニ代理出頭<sup>ア</sup>茲ニ年アリ然ルニ昨十七年四月俄然シテ断言メ曰小田切武兵衛病者ニ付廢業脱社スル後我所有之器械ヲ以テ己獨立スト云々此佗開業以降本社製糸規則ノ嚴肅ヲ難カリ耐忍力薄キ社員ハ脱社スル者数多之レ有ト雖モ本社ハ益々製糸方法ヲ嚴ニシ改良進歩ヲ専務トス 故ニ開業以來更ニ失敗セス弥増隆盛ニシテ既ニ昨十七年ハ釜数式百有余増殖シ旧來揚返場陝隘ヲ訴フ因テ流末エ水車一輪ヲ増築シ當時大費三百五十拾ヲ架設シ製糸繁雜ニ際スレハ一日ニ仕揚生糸量目凡和斤四百五十斤余ニ逮フ而シテ外國ノ需要亦臣大ニメ賣込物之値段直押有コト無ク擯斤出ル事無シ当今社員五十拾五名製糸工女業己ニ壹仙式百四十拾三名此佗該業ニ従事スル者工男工女勝テ計フ可カラス 昨十七年度製出スル生糸凡和斤五万式千〇拾四斤余且販路一覽表記載有

之尚本年ハ夥多ノ良糸ヲ製出セン事ヲ企図ス

前書解説之件々相違無之候也

明治十八年三月 東行者社長 青木甚九郎

上記の史料から東行社の商品が、すべてアメリカ向の輸出生糸であったことがわかる。輸出量の増大が、東行社の経営規模を拡大させている経過がこの史料からよみとることができる。

## ⑦ 東行社規約書

明治24年6月

つぎの史料は、明治23(1890)年恐慌の影響をうけた東行社が、会社財産を社員へ割り戻したときの規約変更書である。

### 東行社財産整理規約

本社ハ明治九年創立ヨリ本年度ニ至ル毎歲新加盟或ハ加盟権讓與等ノ為メ各自社員ノ権利數ニ多少異動ヲ生ジ今ヤ整理ヲ要スル場合ニ至レリ 加ルニ昨貳拾三年度社員ハ營利上未曾有ノ損失ニ罹リ随テ資金欠乏ヲ來シ本社ノ財産ヲ更ニ社員ヘ割渡スノ必要ヲ感シ茲ニ一同協議ノ上整理規約ヲ決定スル事左ノ如シ

#### 第壹條

一 本社現在ノ財産評價金額八千円ト決定ス

内譯 金壹千円 須坂銀行株券

金九百円 寿泉院へ貸渡シ金

金六千百円 諸建築物諸器械器具悉皆

但シ他店ヨリ訣金額ヲ一時借入ルモノトス

#### 第貳條

一 割渡シ配當ヲ請取權利者ハ明治二十三年度現在ノ加盟員ニ限ル

但シ釜株數ヲ前年度ヨリ讓受タル者ハ其讓リ受ケ所有者ニ限ルモノトス

#### 第三條

一 割渡シ配當分合ハ

金千六百円明治十五年度ノ製絲本數ニ割戻ス

金三千貳百円 全十八年度ノ釜數ヘ割戻ス

金三千貳百円 全廿三年度製絲高ヘ割戻ス

但シ精算ハ別冊ニ記載シ各員記名調印ヲ要ス

#### 第四條

一 本社ハ金八千ヲ負債シ第壹條ノ財産ヲ所有スト雖モ繼續スル各社員ヨリ左ノ規定ニ依リ徴収

シ負債ヲ消却ス

- 一 製絲出荷額本数割へ半額
- 一 製絲工女釜株権利数へ半額

第五條

- 一 本年度ハ負債金半額ヲ徴収支辨ス

第六條

- 一 負債消却皆済年限ハ明治二十六年迄トシ其年ノ損益如何ニ依リ金額年限ヲ斟酌スルヲ得ト雖モ第四條ノ規定変更スルヲ変ス

第七條

- 一 継続社員ト雖モ本社ノ負債支辨ヲナサザル者或ハ壹ケ年以上休業者ハ退社員ト見做シ更ニ加盟ノ権利ナキモノトス

但休業一ケ年ニシテ第四條ノ規定ニ基ツキ製絲高平均割及釜割等ヲ出金シ加盟ヲ請フ者ハ此限りニ非ラス

第八條

- 一 社員間ト雖モ工女釜株権利数ヲ密ニ讓渡シ讓リ受等スルヲ許可ス

但シ不得止者ハ本社へ申出総社員協議ノ上他

ニ差間ナキト認ムル時本社ハ之ヲ承諾ス

前項異議ナキ証トシテ各社員茲ニ記名調印ノ

上本社へ差出シ置クモノ也

明治二十四年六月

牧新七 遠藤萬作 青木弥七 牧茂助 持田藤次郎 小林新兵衛 神林茂吉 神林民藏 高橋庄右衛門 牧友之助 土屋榮七 田中新藏 遠藤徳三郎 田中作之助 田中録助 中澤仁作 牧六郎右衛門 小林正作 北澤喜八 土屋喜兵衛 田中秀太 田中多三郎 山本五三郎 中澤吉四郎 勝山六太郎 霜田元之助 小林伸太郎 神尾ヤイ 神林新作 青木芳郎 梅本鶯太郎 牧沖三郎 小林善兵衛 久保田久一郎 牧辰之助 青木嘉兵衛 宮崎忠三郎 安藤喜市 内山新作 小松又三郎 土屋寅治 土屋兵五郎 北村雄 神林幸三郎 松村駒之助 小林和多吉 保坂清治 牧藤太 (未完)

(註) 史料閲覽については、霜田圭一氏(須崎市)の懇篤なるご配慮をいただいた。また、本研究には昭和61年度長野大学地域社会研究助成費を得ている。あわせて厚く謝するものである。